

6.10.3 評価

6.10.3.1 工事の実施

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(1) 環境保全措置

① 土地の改変による個体の消失

改変区域において確認された重要な種のうち、甲殻類1種(サキシマヌマエビ)、マキガイ類3種(オカイシマキガイ、ムラクモカノコガイ、コハクカノコガイ)の計4種については、改変区域内の生息個体が消失することにより事業実施区域周辺の個体群が存続できないおそれがあると予測され、生息状況に及ぼす環境影響の程度が極めて小さいとは判断されない。このため、「事業実施区域周辺の重要な種の個体群の存続」を環境保全上の基本的な考え方とし、環境保全措置を以下のとおり検討した。

- ・ボックスカルバートの下流にピオトープを創出し、甲殻類1種(サキシマヌマエビ)、マキガイ類3種(オカイシマキガイ、ムラクモカノコガイ、コハクカノコガイ)の計4種について工事着工前に改変区域内の踏査、捕獲を行い、移動を行うことにより、個体群の存続を図る。

また、サキシマヌマエビ等の両側回遊性の種の移動経路については、事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮として、「空港施設北側の小河川及び北側進入灯部分の小河川に、ボックスカルバートを設置する」こととしており、空港施設によって上流部と下流部の水路は分断されず、両側回遊性の種の移動経路は確保されることから、重要な種の生息状況の変化は極めて小さいと予測され、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

北側進入灯部分の小河川については改変はなく、生息環境は現状のまま保存され、空港施設北側の小河川については空港施設により生息環境が一部消失するものの、上流部は現状のまま保存されることから、重要な種の生息状況の変化は極めて小さいと予測され、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

② 機械処理水による生息・生育環境の変化

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・赤土等流出防止対策を実施する。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、機械処理水の混合後の河川SS濃度は、平常時においては水産用水基準(25mg/L以下)に対して約半分の13.1mg/Lであり、降雨時には希釈される効果が見られ、重要な種の生息・生育環境の変化は極めて小さいと予測され、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。